

3. 評価結果の概要

実績の確認（成果に対する達成度）及び5項目評価の2つの視点から評価した結果、プロジェクト目標は概ね達成された。しかし、改良に関する研修については、指導教官及び研修修了者が、修得した技術を実際の改良に適用させるには、更に多くの経験が必要であることを確認した。また、主たる対象である普及職員が修得すべき技術を確認し、それを基にプロジェクト終了時までC/Pの技術の向上を図る具体的な活動計画を作成し、プロジェクト終了まで不足する部分については、プロジェクト終了後、主にC/Pを対象とした国別研修による補完を検討することを「モ」国側に提案した。

3-1 実績の確認

- (1) 包括的な研修プログラムの設立に関して設定された「15コース以上の研修コースが創設される」についての指標は、23コースを創設していることを確認した結果、達成したと判断した。また、成果の質を評価するために設定した「指導教官が、農民、普及職員等の裨益対象者のニーズを汲み取るモニタリング手法を修得し、研修プログラムに反映して創設、運営することができる」については、ローカルコンサルタントがCFMAでの研修を修了した普及職員へ実施した調査の結果により、普及職員が修得した技術を活用して普及活動を行っていることを確認し、普及職員等のニーズを汲み取った研修が創設・運営されたと判断した。
- (2) 「利用維持管理」、「試験評価」、「改良」に関する研修についてそれぞれ設定された「各研修コースにおいて理論並びに実技に係るテキストの数、指導教官の役割を担えるスタッフの数」の指標は、各研修コースについて、テキスト数、育成されたスタッフ数を確認した結果、達成したと判断した。また、成果の質を評価するために設定した「指導教官が、各研修に関して研修テキストを作成し、研修を企画・運営することができる」との視点については、利用・維持管理及び試験評価に関する研修は、アンケート、インタビュー、研修テキストから判断して、達成していることを確認した。しかし、「改良」に関する研修については、指導教官が修得した技術を実際の改良に適用させるためには、更に多くの経験が必要であることを確認した。

3-2 評価結果の要約

- (1) 妥当性：本プロジェクトは中小規模農家が機械化を推進するための指導を行う普及職員の育成を行うことが目的であり、「モ」国側の社会開発計画（1999年～2003年）、地方開発戦略（2020年）に整合すること、JICAの国別援助実施計画に一致することを確認した。
- (2) 有効性：プロジェクト目標は、指標をCFMAの研修コース受講者の人数が述べ500人以上に達すると設定し、現在において826人の研修生が受講したことを確認した。また、研修受講前後に行ったテストの結果、受講後の点数が受講前と比べ1.9倍に向上していることを確認した。しかし「改良」に関わる研修については、研修修了者は改良技術の知識については修得しているが、修得した技術を実際の改良に適用させるには更に多くの経験が必要であることを確認した。
- (3) 効率性：長期専門家の専門性、能力、派遣期間、派遣のタイミングについては、C/P、専門家へのアンケート及びインタビューを通じて概ね適当であったことを確認した。また、数名の短期専門家について語学の点でコミュニケーションが困難であったとC/Pから指摘があったが、成果の達成に重要な影響を与えるものではなかったことを確認した。また、試験評価及び改良に関する研修については、農業省で実施のための予算措置の調整に時間を要したため、当初の予定より研修の開始が遅れ、この結果、成果の円滑な達成に影響を及ぼした。
- (4) インパクト：研修を修了した普及職員及び同普及職員から農業機械に関する技術指導を受けた農民を対象にローカルコンサルタントを活用して行った調査の結果、21名の普及職員が延べ5,000人以上の農民に対して、研修の成果を基に技術指導を行っていることを確認した。なお現時点で研修を修了した普及職員は800人以上になっており、上位目標は今後十分に達成が可能であると判断する。
- (5) 自立発展性：実施機関であるIAV内の組織規程に基づき農業機械化継続研修センターとして発足したことを確認した。本規程でIAVがCFMAの運営について必要な手段及び予算を手配することが定められている。これにより財政面及び組織面での自立発展性については担保されていると判断する。

4. 今後の課題：

- (1) プロジェクトより提出された、プロジェクト完了までの活動計画に基づいて活動を遂行する。
- (2) 合同調整委員会がプロジェクト進捗について定期的なモニタリングや提言を行う。
- (3) 農業機械化委員会（NCAM）が農業機械セクターに関連する他の機関との調整役を務める。
- (4) 「モ」国側のプロジェクトの進捗状況及び成果に照らし合わせ、また実施体制が確立されることを前提に、第三国研修の実施を検討する。
- (5) JICAモロッコ事務所に対して、農業省次官の署名を取り付け、JICA本部を含む関係機関に送付することを依頼する。